

茨城県がん診療連携協議会相談支援部会分科会設置要綱

(趣旨)

第1条 茨城県がん診療連携協議会部会設置要綱の2に基づいて設置される相談支援部会（以下、「部会」という。）の活動を円滑に進めるため、その下部組織として、分科会を設置する。

(業務等)

第2条 分科会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) がん相談に従事する相談員の資質向上等に関する事項
- (2) がん相談に携わる相談員の連携等に関する事項
- (3) 部会からの依頼を受けた事項

(組織)

第3条 分科会は、がん相談に従事する相談員のうち、「がん相談支援センター相談員指導者研修」修了者のほか、分科会長が必要と認める者をもって構成し、次条に定める分科会長がこれを選任する。

(分科会長)

第4条 分科会に分科会長を置く。

- 2 分科会長は、部会長が指名する。
- 3 分科会長に事故があるときは、副分科会長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 分科会は、分科会長が主宰する。

(事務局)

第6条 都道府県がん診療連携拠点病院内に分科会の事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、分科会に際し必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、令和3年6月4日から施行する。

この要綱は、令和4年7月21日から施行する。

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。